ネクシーズ電力

料金表

【管轄エリア：東北】

株式会社 NEXYZ.ファシリティーズ

〔2026 年 12 月 1 日改定〕

＜目 次＞

Ⅰ　総則 3

1　適用 3
2　対象となるお客さま 3
3　料金表で定める事項 3

Ⅱ　契約種別および料金 3

4　契約種別 3
5　契約期間等 4
6　従量電灯 4
7　低圧電力 9
8　契約解除料等 15
9　その他 15

別　紙 16

◇従量電灯 16
⑴ ネクシーズ電力　通常プラン（E） 16
⑵ ネクシーズ電力　特別プラン（E） 16
⑶ ネクシーズ電力　優待プラン（E） 17
◇低圧電力 17
⑷ ネクシーズ電力　通常プラン（E） 17
⑸ ネクシーズ電力　特別プラン（E） 18
⑹ ネクシーズ電力　優待プラン（E） 18

別　表 19

電気料金その他の供給条件の内容

Ⅰ　総則

1　適用

(1) この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（ネクシーズ電力 低圧）（以下「供給約款」といいます。）に基づき、お客さまの供給契約における供給条件の詳細を定めたものです。なお、本料金表の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。

(2) 本料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2　対象となるお客さま

本料金表は、下記の全てに該当するお客さまを対象とします。

イ　供給約款の定めに基づき、当社との間で供給契約が成立しているお客さま

ロ　供給約款別表１（供給区域等）にて定める管轄エリア：東北に属する供給区域を需要場所とするお客さま

ハ　当社が、供給約款の定めに基づき、本料金表により算定された料金を支払うことができるお客さま

3　料金表で定める事項

(1) 供給約款 24（力率の保持）(2)にて定める進相用コンデンサの取付基準は別表 2（進相用コンデンサ取付容量基準）のとおりとします。

(2) 供給約款 6（供給契約の申込み）(2)にて定める、契約電力および契約容量の算定は別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）に規定する方法により行うものとします。

Ⅱ　契約種別および料金

4　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	分類番号	契約種別	契約期間
電灯需要	(1)	ネクシーズ電力 通常プラン（E）	料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日まで
	(2)	ネクシーズ電力 特別プラン（E）	料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日まで
	(3)	ネクシーズ電力 優待プラン（E）	料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日まで

電力需要	(4)	ネクシーズ電力 通常プラン（E）	料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日まで
	(5)	ネクシーズ電力 特別プラン（E）	料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日まで
	(6)	ネクシーズ電力 優待プラン（E）	料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日まで

5　契約期間等

契約期間は、供給約款 7(供給契約の成立および契約期間)によらず、次の通りとします。

イ　契約期間は、4（契約種別）(1)の表に別段の定めのない限り、料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日までといたします。

ロ 契約期間満了日の 15 日前までに、お客さま又は当社のいずれからも供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に 1 年ごとに同一条件で更新いたします。

ハ 当社は、料金ほか契約条件について一切の変更をせずに供給契約の更新を行う場合、更新前に書面を交付することなく、更新後の契約期間のみを当社が適当と判断した方法によりお知らせすることができるものとします。また、契約更新後の書面交付については、当社の名称および住所並びに契約年月日のほか、更新後の新たな契約期間および供給地点特定番号のみを記載することで足りるものとします。

6　従量電灯

(1) ネクシーズ電力　通常プラン（E）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 従量電灯 B の場合、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。
また、従量電灯 C の場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ﾊ) 定額電灯を適用できないこと。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または

経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

(ｲ) 従量電灯B の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(ﾛ) 従量電灯 C の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ　契約負荷設備

(ｲ) 従量電灯 B の場合、契約電流は 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。一般送配電事業者は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(ﾛ) 従量電灯 C の場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 8（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。ただし、料金には、別表 5（電源調達調整費）の定めに従い、燃料費調整額、調達調整費および送配電事業者託送料金改定分からなる電源調達調整費の加減を適用するものといたします。

(ｲ) 基本料金（税込）

契約電流/契約容量に応じて、別紙のとおり算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ﾛ) 電力量料金(税込)

その 1 月の使用電力量によって、別紙のとおり算定いたします

ホ その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 31（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(2) ネクシーズ電力　特別プラン（E）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 従量電灯 B の場合、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

また、従量電灯 C の場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ﾊ) 定額電灯を適用できないこと。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

(ｲ) 従量電灯B の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(ﾛ) 従量電灯 C の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電

圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約負荷設備

(ｲ) 従量電灯 B の場合、契約電流は 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。一般送配電事業者は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(ﾛ) 従量電灯 C の場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 8（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。ただし、料金には、別表 5（電源調達調整費）の定めに従い、燃料費調整額、調達調整費および送配電事業者託送料金改定分からなる電源調達調整費の加減を適用するものといたします。

(ｲ) 基本料金（税込）

契約電流/契約容量に応じて、別紙のとおり算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ﾛ) 電力量料金(税込)

その 1 月の使用電力量によって、別紙のとおり算定いたします

ホ　その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 31（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(3) ネクシーズ電力　優待プラン（E）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 従量電灯 B の場合、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

また、従量電灯 C の場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ﾊ) 定額電灯を適用できないこと。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

(ｲ) 従量電灯B の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(ﾛ) 従量電灯 C の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ　契約負荷設備

(ｲ) 従量電灯 B の場合、契約電流は 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。一般送配電事業者は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことが

あります。

(ﾛ) 従量電灯 C の場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 8（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。ただし、料金には、別表 5（電源調達調整費）の定めに従い、燃料費調整額、調達調整費および送配電事業者託送料金改定分からなる電源調達調整費の加減を適用するものといたします。

(ｲ) 基本料金（税込）

契約電流/契約容量に応じて、別紙のとおり算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ﾛ) 電力量料金(税込)

その 1 月の使用電力量によって、別紙のとおり算定いたします

ホ　その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 31（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7　低圧電力

(1) ネクシーズ電力　通常プラン（E）

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペア 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約電力

(ｲ) 契約電力の値は、50 キロワット未満で、お客さまと当社との供給契約締結時に、お客さまと前小売電気事業者との間で定めていた契約電力に準じるものといたします。ただし、前小売事業者が契約電力を定めていない場合には、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により 算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設 備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他 のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。この場合、基本料金および電力量料金については、お客さまと当社との間で協議により個別に定めるものといたします。

(ﾛ) 電気の使用実態に応じ、(ｲ)で定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 8（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。ただし、料金には、別表 5（電源調達調整費）の定めに従い、燃料費調整額、調達調整費および送配電事業者託送料金改定分からなる電源調達調整費の加減を適用するものといたします。

基本料金は（ニ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(ｲ) 基本料金（税込）

基本料金は 1 月につき別紙のとおり算定いたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ﾛ) 電力量料金(税込)

その 1 月の使用電力量によって、別紙のとおり算定いたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加

重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。

この場合、電気機器の力率は、別表 2（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ホ　負荷率

負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)は当社が定める割合以下であることといたします。

ヘ　その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 31（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(2) ネクシーズ電力　特別プラン（E）

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペア 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

ハ　契約電力

(ｲ) 契約電力の値は、50 キロワット未満で、お客さまと当社との供給契約締結時に、 お客さまと前小売電気事業者との間で定めていた契約電力に準じるものといたします。ただし、前小売事業者が契約電力を定めていない場合には、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により 算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設 備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他 のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。この場合、基本料金および電力量料金については、お客さまと当社との間で協議により個別に定めるものといたします。

(ﾛ) 電気の使用実態に応じ、(ｲ)で定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

ニ　料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 8（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。

ただし、料金には、別表 5（電源調達調整費）の定めに従い、燃料費調整額、調達調整費および送配電事業者託送料金改定分からなる電源調達調整費の加減を適用するものといたします。

基本料金は（ニ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(ｲ) 基本料金（税込）

基本料金は 1 月につき別紙のとおり算定いたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ﾛ) 電力量料金(税込)

その 1 月の使用電力量によって、別紙のとおり算定いたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。

この場合、電気機器の力率は、別表 2（進相用コンデンサ取付容量基準）の基

準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ホ　負荷率

負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)は当社が定める割合以下であることといたします。

ヘ　その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 31（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(3) ネクシーズ電力　優待プラン（E）

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペア 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

ハ　契約電力

(ｲ) 契約電力の値は、50 キロワット未満で、お客さまと当社との供給契約締結時に、お客さまと前小売電気事業者との間で定めていた契約電力に準じるものといたします。ただし、前小売事業者が契約電力を定めていない場合には、契約

主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により 算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設 備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他 のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。この場合、基本料金および電力量料金については、お客さまと当社との間で協議により個別に定めるものといたします。

(ﾛ) 電気の使用実態に応じ、(ｲ)で定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 8（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。ただし、料金には、別表 5（電源調達調整費）の定めに従い、燃料費調整額、調達調整費および送配電事業者託送料金改定分からなる電源調達調整費の加減を適用するものといたします。

基本料金は（ニ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(ｲ) 基本料金（税込）

基本料金は 1 月につき別紙のとおり算定いたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ﾛ) 電力量料金(税込)

その 1 月の使用電力量によって、別紙のとおり算定いたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。

この場合、電気機器の力率は、別表 2（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ホ　負荷率

負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)は当社が定める割合以下であることといたします。

ヘ　その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款 31（違約金）に定める違約金を申し受けます。

8　契約解除料等

4（契約種別）に定める契約種別ごとに、以下表（なお、契約種別の分類番号は、4（契約種別）の表を参照するものとします。）に定める契約解除料をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

需要区分	分類番号	請求条件および内容
電灯需要	(3)	供給開始日が属する月から起算して 24 ヵ月目以内に解約となる場合、契約解除料として 9,800 円（不課税）をお支払いいただきます。
電力需要	(6)	供給開始日が属する月から起算して 24 ヵ月目以内に解約となる場合、契約解除料として 9,800 円（不課税）をお支払いいただきます。

9　その他

⑴　その他の事項については、電気供給約款（ネクシーズ電力 低圧）を適用いたします。

⑵　本料金表は 2026 年 12 月 1 日から実施いたします。

以上

制改定履歴（別紙、別表含む）

2022 年 6 月 1 日制定

2023 年 7 月 1 日改定

2024 年 3 月 1 日改定

2026 年12月1日改定

別　紙

◇従量電灯

(1) ネクシーズ電力　通常プラン（E）

■基本料金（税込）

従量電灯 B		
契約電流	単位	基本料金
10 アンペア	1 需要場所あたり	金 313 円 50 銭
15 アンペア		金 470 円 25 銭
20 アンペア		金 627 円 00 銭
30 アンペア		金 940 円 50 銭
40 アンペア		金 1,254 円 00 銭
50 アンペア		金 1,567 円 50 銭
60 アンペア		金 1,881 円 00 銭
従量電灯 C		
契約容量	単位	基本料金
6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満	1 キロボルトアンペアあたり	金 313 円 50 銭

■電力量料金（税込）

従量電灯 B/従量電灯 C		
その 1 月の使用電力量	単位	電力量料金
第 1 段階　最初の 120 キロワット時まで	1 キロワット時あたり	金 18 円 58 銭
第 2 段階　120 キロワット時を超えて 300 キロワット時まで		金 25 円 33 銭
第 3 段階　300 キロワット時を超えた部分		金 29 円 28 銭

(2) ネクシーズ電力　特別プラン（E）

■基本料金（税込）

従量電灯 B		
契約電流	単位	基本料金
10 アンペア	1 需要場所あたり	金 313 円 50 銭
15 アンペア		金 470 円 25 銭
20 アンペア		金 627 円 00 銭
30 アンペア		金 940 円 50 銭
40 アンペア		金 1,254 円 00 銭
50 アンペア		金 1,567 円 50 銭
60 アンペア		金 1,881 円 00 銭
従量電灯 C		
契約容量	単位	基本料金
6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満	1 キロボルトアンペアあたり	金 313 円 50 銭

■電力量料金（税込）

従量電灯 B/従量電灯 C		
その 1 月の使用電力量	単位	電力量料金
第 1 段階　最初の 120 キロワット時まで	1 キロワット時あたり	金 18 円 58 銭
第 2 段階　120 キロワット時を超えて 300 キロワット時まで		金 23 円 18 銭
第 3 段階　300 キロワット時を超えた部分		金 26 円 79 銭

⑶ ネクシーズ電力　優待プラン（E）

■基本料金（税込）

従量電灯 B		
契約電流	単位	基本料金
10 アンペア	1 需要場所あたり	金 246 円 84 銭
15 アンペア		金 370 円 27 銭
20 アンペア		金 493 円 69 銭
30 アンペア		金 740 円 53 銭
40 アンペア		金 987 円 37 銭
50 アンペア		金 1,234 円 22 銭
60 アンペア		金 1,481 円 06 銭
従量電灯 C		
契約容量	単位	基本料金
6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満	1 キロボルトアンペアあたり	金 246 円 84 銭

■電力量料金（税込）

従量電灯 B/従量電灯 C		
その 1 月の使用電力量	単位	電力量料金
第 1 段階　最初の 120 キロワット時まで	1 キロワット時あたり	金 18 円 58 銭
第 2 段階　120 キロワット時を超えて 300 キロワット時まで		金 23 円 18 銭
第 3 段階　300 キロワット時を超えた部分		金 26 円 79 銭

◇低圧電力

⑷ ネクシーズ電力　通常プラン（E）

■基本料金（税込）

契約電力 1 キロワットにつき	金 1,227 円 05 銭

■電力量料金（税込）

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	金 15 円 95 銭	金 14 円 50 銭

⑸ ネクシーズ電力　特別プラン（E）

■基本料金（税込）

契約電力 1 キロワットにつき	金 1,201 円 75 銭

■電力量料金（税込）

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	金 15 円 79 銭	金 14 円 36 銭

⑹ ネクシーズ電力　優待プラン（E）

■基本料金（税込）

契約電力 1 キロワットにつき	金 946 円 23 銭

■電力量料金（税込）

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	金 15 円 79 銭	金 14 円 36 銭

別　表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ　ネオン管灯（標準周波数 50 ヘルツの場合といたします。

2 次電圧（ボルト）	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ　水銀灯（標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15

300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ) 単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100ﾎﾞﾙﾄ	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200ﾎﾞﾙﾄ	20	20	30	30	40	40	50

(ﾛ) 3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

3 契約容量および契約電力の算定方法

契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）} \times \text{電圧（ﾎﾞﾙﾄ）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）} \times \text{電圧（ﾎﾞﾙﾄ）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

4 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{\dfrac{100}{\text{ﾊﾟｰｾﾝﾄ}} \times \left\{\begin{array}{c}\text{電熱器}\\ \text{総容量}\end{array}\right\} + \dfrac{90}{\text{ﾊﾟｰｾﾝﾄ}} \times \left\{\begin{array}{c}\text{力率 90 ﾊﾟｰｾﾝﾄ}\\ \text{の機器総容量}\end{array}\right\} + \dfrac{80}{\text{ﾊﾟｰｾﾝﾄ}} \times \left\{\begin{array}{c}\text{力率 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ}\\ \text{の機器総容量}\end{array}\right\}}{\text{機器総容量}}$$

5 電源調達調整費

各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と調達調整費の加減からなる電源調

達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「6 燃料費調整」および「7 調達調整費」の定めに従うものといたします。但し、「6 燃料費調整」および「7 調達調整費」の内容については、2023 年 7 月の検針日の前日までの期間において使用される電気に適用するものと、2023 年 7 月の検針日以降の期間において使用される電気に適用するものを、定めるものとします。

6 燃料費調整

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が下記に定める基準燃料価格を下回る場合は、以下(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、以下(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1152

β＝0.2714 γ＝

0.7386

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、 0.01 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格がハに定める基準燃料価格を下回る場合〔2023 年 7 月の検針日の前日までの期間において使用される電気に適用〕

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格がハに定める基準燃料価格を上回る場

合〔2023 年 7 月の検針日の前日までの期間において使用される電気に適用〕

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格がハに定める基準燃料価格を下回る場合〔2023 年 7 月の検針日以降の期間において使用される電気に適用〕

燃料費調整単価 ＝（基準燃料価格－平均燃料価格）×(2)の基準単価÷1,000
×当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格がハに定める基準燃料価格を上回る場合〔2023 年 7 月の検針日以降の期間において使用される電気に適用〕

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×(2)の基準単価÷1,000
×当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数

※ 燃料費調整適用係数の改定：当社は、毎月 1 日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。

ハ 基準燃料価格

基準燃料価格は 31,400 円とします。

二 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間

毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ホ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価（税込）

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします

1 キロワット時につき 0.221 円

7 調達調整費（2023 年 7 月の検針日の前日までの期間において使用される電気に適用）

以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は、当社の裁量により、下記の調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、(4)にて定める対応を行うことができるものとします。ただし、以下(6)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

需要区分	契約種別の分類番号	調達単価	還元基準値 ※	追加請求基準値 ※
電灯需要	(1) (2)	一般社団法人日本卸電力取引所のスポッ	当月の調達単価が 5.50 円(税込)	当月の調達単価が 16.50 円(税込)

	(3)	ト市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの）の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）に、〔1＋消費税率〕を乗じた数値といたします。なお、端数は小数第 3 位以下を切り捨てます。	を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。	を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。
電力需要	(4) (5) (6)	JEPX エリアプライス平均値に、〔1＋消費税率〕を乗じた数値といたします。なお、端数は小数第 3 位以下を切り捨てます。	当月の調達単価が 5.50 円(税込)を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。	当月の調達単価が 16.50 円(税込)を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

※ 還元基準値および追加請求基準値の改定：

当社は、毎年 4 月 1 日時点において、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	（還元基準値－調達単価）×使用電力量（kWh）×100%
調達調整費(追加請求)	（調達単価－追加請求基準値）×使用電力量（kWh）×100%

※N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整費は、N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価に基づき算定されるものとします。

(3) 調達調整費の請求又は還元時期

対象電気料金に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(4) 調達調整費の個別対応

当社は、(3)にかかわらず、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、事前

にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

イ　調達調整費（還元）

(ｲ) 調達調整費の還元を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および 1 月の料金に対して行う還元額（以下「分割後還元額」 といいます。）に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行 います。なお、分割後還元額が、1 月の料金の金額を超過する場合、当該超過 分を次回の料金の請求と相殺することで還元するものとし、以下同様とします。

ロ　調達調整費（請求）

(ｲ) 調達調整費の請求を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および 1 月の料金に対して行う請求額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(ﾛ) (2)に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

なお、調達調整費の金額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(5) 供給契約が終了した場合における調達調整費の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額を、(3)及び(4)の定めにかかわらず、最終の基本料金および電力量料金の請求時に一括して還元または請求いたします。

(6) 調達調整費の適用除外期間

以下の適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

適用除外期間
供給開始日から 3 度目の検針日（なお、供給開始日と同日の検針日は 1 度目に数えません。）の前日まで

7 調達調整費（2023 年 7 月の検針日以降の期間において使用される電気に適用）

各契約種別における料金につき、以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は、当社の裁量に

より、下記の調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、(4)にて定める対応を行うことができるものとします。

(1) 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

調達単価	調達調整費の還元	調達調整費の追加請求
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）に、当社が電気供給約款別冊にて定める調達単価係数ならびに〔1＋消費税率〕を乗じた数値といたします。なお、端数は小数第 3 位以下を切り捨てます。	当月の調達単価が、当社が電気供給約款別冊にて定める還元基準値を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。	当月の調達単価が当社が電気供給約款別冊にて定める追加請求基準値を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

※ 調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の改定：

当社は、毎月 1 日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する調達調整費の適用を開始するものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数第 1 位以下を四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	（還元基準値－調達単価）×使用電力量（kWh）×100%
調達調整費(追加請求)	（調達単価－追加請求基準値）×使用電力量（kWh）×100%

※N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、N＋1 月 1 日からN＋1 月末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。

(3) 調達調整費の請求又は還元時期

N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。

なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(4) 調達調整費の個別対応

当社は、(3)にかかわらず、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

イ 調達調整費（還元）

(ｲ) 調達調整費の還元を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および 1 月の料金に対して行う還元額（以下「分割後還元額」といいます。）に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。なお、分割後還元額が、1 月の料金の金額を超過する場合、当該超過分を次回の料金の請求と相殺することで還元するものとし、以下同様とします。

ロ 調達調整費（請求）

(ｲ) 調達調整費の請求を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および 1 月の料金に対して行う請求額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(ﾛ) (2)に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

なお、調達調整費の金額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(5) 供給契約が終了した場合における調達調整費の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額を、(3)および(4)の定めにかかわらず、最終の基本料金および電力量料金の請求時に一括して還元または請求いたします。

8 安定供給維持費

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024 年 4 月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、安定供給維持費としてお客さまにご請求いたします。

(1) 安定供給維持費の算定

安定供給維持費は、お客さまのご契約内容に応じて、以下表のいずれかの算式により算定される金額とします。なお、各金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

対象のお客さま	安定供給維持費の金額
電気料金の構成に「最低料金」を	料金の算定期間の初日における契約電力(kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW 単価 (※2)×（1 + 消費税率）

含まないお客さま	※供給約款に定める基本料金に係る日割計算の定めを準用いたします。
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額(※2)×（1＋消費税率） ※供給約款に定める最低料金に係る日割計算の定めを準用いたします。

※1：契約電流(A)については 10A を 1kW に、契約容量(kVA)については 1kVA を 1kW に、それぞれ換算して適用いたします。

※2：安定供給維持費の kW 単価または月額は、当社の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」（名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。）に定め、事前にお客さまに開示します。

※ kW 単価または月額の改定：

当社は、毎月 1 日時点において、安定供給維持費に係る kW 単価または月額の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の kW 単価または月額により算定する安定供給維持費の適用を開始するものといたします。

(2) 調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額とに差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN 月として、N＋2 月の検針日からN＋3 月の検針日の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

イ シェア変動調整金

小売電気事業者のシェア変動を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の月次精算に伴う調整金をいいます。

ロ 年次再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

(3) 調整金の算定方法

調整金は、お客さまのご契約内容に応じて、以下表のいずれかの算式により算定される金額とします。なお、各金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

対象のお客さま	調整金の金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	調整金適用期間の初日における契約電力(kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定める kW 単価(※2) ×（1＋消費税率） ※供給約款に定める基本料金に係る日割計算の定めを準用いたします。
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額(※2) ×（1＋消費税率） ※供給約款に定める最低料金に係る日割計算の定めを準用いたします。

※1：契約電流(A)については 10A を 1kW に、契約容量(kVA)については 1kVA を 1kW に、それぞれ換算して適用いたします。

※2：調整金の kW 単価または月額は、当社の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」に定め、事前にお客さまに開示します。

(4) 調整金の請求または還元時期

調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(5) 調整金の個別対応

当社は、調整金の請求または還元について、(4)にかかわらず当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。

(6) 供給契約が終了した場合における調整金の取扱い

供給契約が終了する場合、(4)なお書きまたは(5)に基づく分割を適用した結果供給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額（以下「未履行調整金額」といいます。）については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

イ 別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまにお返しいたします。

ロ 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由によりイの返還を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで是正を求めるも

のとします。なお、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行調整金額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

9 送配電事業者託送料金改定分

当社は、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金（以下「託送料金」といいます。）の改定により、現行託送料金が基準託送料金を上回ることとなった場合には、その差額に相当する額を、送配電事業者託送料金改定分として、2026年12月1日以降にお客さまが使用する電気に係る料金の構成要素の一つに加算し、お客さまに請求いたします。

現行託送料金が基準託送料金を下回ることとなった場合には、当社は、当該差額に相当する額をお客さまに還元いたします。

(1) 算定方法

送配電事業者託送料金改定分は、以下のイからハまでの定めにより算定される金額といたします。なお、金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てます。

イ 送配電事業者託送料金改定分の算定

送配電事業者託送料金改定分は、次の算定式により算定いたします。

項目	算定式
送配電事業者託送料金改定分	（託送基本料金相当分＋託送電力量料金相当分）÷（1＋消費税率）

ただし、電力量料金の算定式において託送従量単価（各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものといたします。）を用いる契約種別につきましては、託送電力量料金相当分は適用せず、託送基本料金相当分のみを適用いたします。

ロ 託送基本料金相当分の算定

送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分は、供給区域ごとに以下の表に定める算定式により算定いたします。

北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア

契約種別	区分	託送基本料金相当分の金額

従量電灯	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約容量（kVA）（※1）×（料金の各算定期間における現行託送基本料金単価（電灯）－基準託送基本料金単価（電灯））
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力（kW）×（料金の各算定期間における現行託送基本料金単価（動力）－基準託送基本料金単価（動力））

関西エリア、中国エリア、四国エリア

契約種別	区分	託送基本料金相当分の金額
従量電灯	託送基本料金相当分（6kVAまでの部分）	料金の各算定期間における現行託送基本料金（初期区分・電灯）－基準託送基本料金（初期区分・電灯）
従量電灯	託送基本料金相当分（6kVA超過部分）	料金の各算定期間の初日における6kVAを超える契約容量（kVA）×（料金の各算定期間における現行託送基本料金単価（超過区分・電灯）－基準託送基本料金単価（超過区分・電灯））
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力（kW）×（料金の各算定期間における現行託送基本料金単価（動力）－基準託送基本料金単価（動力））

※1：契約電流（A）については10Aを1kVAに、契約電力（kW）については1kWを1kVAに、それぞれ換算して適用いたします。

※ 現行託送基本料金単価および現行託送基本料金（初期区分）等の定義については、(5)「現行託送料金の定義」を参照してください。

なお、現行託送基本料金単価から基準託送基本料金単価を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額（マイナスの額）を託送基本料金相当分とし、お客さまに還元します。

ハ 託送電力量料金相当分の算定

送配電事業者託送料金改定分のうち託送電力量料金相当分は、次の算式により算定いたします。

項目	算定式
託送電力量料金相当分	使用電力量（kWh）×（料金の各算定期間における現行託送従量単価－基準託送従量単価）

なお、現行託送従量単価から基準託送従量単価を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額（マイナスの額）を託送電力量料金相当分とし、お客さまに還元します。

(2) 電力未使用時の取扱い

お客さまが電気を使用しなかった期間についても、送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分は、託送供給等約款における基本料金を2分の1とする規定の適用の有無にかかわらず、2分の1を乗じる前の金額を用いて算定するものといたします。

(3) 日割計算が生じる場合の取扱い

契約の開始もしくは終了、契約種別の変更その他の事由により、料金の算定期間の中途において基本料金について日割計算が行われる場合、送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分についても、供給約款別表3（日割計算の基本算式）に定める算式に準じて日割計算を行います。

(4) 基準託送料金の定義

基準託送料金とは、基準託送基本料金、基準託送基本料金単価および基準託送従量単価の総称とし、当社の電気供給約款別冊に定めます。このうち基準託送基本料金単価（動力）は、区分なく低圧電力等の動力契約に適用する単一の単価として定めます。また、基準託送基本料金（電灯）は、需要場所の属するエリアに応じて、次のとおり区分して定めます。

イ 北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリアの従量電灯プラン

① 基準託送基本料金単価（電灯）：区分なし（従量電灯B等の従量電灯契約に適用する単一の単価）

ロ 関西・中国・四国エリアの従量電灯プラン

① 基準託送基本料金（初期区分・電灯）：契約容量の換算値が6キロボルトアンペアまでの部分に係る基準の金額

② 基準託送基本料金単価（超過区分・電灯）：契約容量の換算値が6キロボルトアンペアを超える部分に係る基準の単価

(5) 現行託送料金の定義

現行託送料金とは、現行託送基本料金、現行託送基本料金単価および現行託送従量単価の総称とし、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金（基本料金および電力量料金）のうち、それぞれ供給契約のプランごとに該当する単価を指すものといたします。このうち現行託送基本料金単価は、(4)のイ・ロの区分に応じて対応する単価を用いるものとし、託送供給等約款上の契約容量による方式（主開閉器契約）の単価によります。

(6) 託送料金改定時の算定方法

一般送配電事業者が託送供給等約款の改定により託送料金を変更する場合、当社は、当該一般送配電事業者が当該改定において定める適用の時点の別に応じて、次のイまたはロのとおり送配電

事業者託送料金改定分の切替えを行うものとします。

イ 一般送配電事業者が特定の年月日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合

当該適用年月日が料金の算定期間の中途に属するときは、次のとおり算定するものとします。

① 託送基本料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの日数により、按分して算定します。

② 託送電力量料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの期間における電力使用量にて算定するものとします。

ロ 一般送配電事業者が需要場所ごとの検針の基準となる日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合

当該需要場所に係る検針の基準となる日以降に使用される電気について、新たな託送料金に基づき送配電事業者託送料金改定分を算定するものとします。

(7) 算定が困難となった場合の例外対応

一般送配電事業者の託送供給等約款における基本料金または電力量料金の算定方法・区分等の体系に変更が生じたことにより、(1)から(6)までの定めによる算定が困難となった場合には、当社は、その変更内容に応じて合理的と判断する方法により、送配電事業者託送料金改定分の算定方法を定めるものといたします。

送配電事業者託送料金改定分の算定に係る基準託送料金は、以下のとおりといたします。

■従量電灯（東北エリア）　（税抜）

管轄エリア	基準託送基本料金単価 （電灯）	基準託送従量単価 （電灯）
東北	151.00 円/kVA	7.80 円/kWh

■低圧電力（動力、東北エリア）　（税抜）

管轄エリア	基準託送基本料金単価 （動力）	基準託送従量単価 （動力）
東北	416.00 円/kW	7.79 円/kWh

以上